



朝日町の特産品を随時募集しています!

朝日町では平成30年度より町の特産品の認定を行っており、現在は特に締切を設けず随時募集しています。ご関心のある方はぜひご応募ください。

【朝日町の特産品とは?】

「特産品」とは、その土地で収穫された食材やその加工品、工芸品など、その土地ならではの品々のことを指します。朝日町は、これまでに9つの商品（シクラメン、減農薬米、タケノコ水煮、汐見、Asahiブレンド、原木しいたけ、ソレイユルヴァン白梅、紫陽花、生栗）を朝日町の特産品として認定しました。

【認定されることによるメリットは?】

- ☆朝日町の特産品として町がPRをサポートします。
- ☆特産品を取り扱う事業者として、イメージアップが期待されます。
- ☆ふるさと納税返礼品としての取扱いを検討します。
- ☆ブース設置等による販売・PRが可能な町内外のイベント等をご紹介します。
※紹介できるイベント等は年度によって異なります。



認定マーク

【申込について】

①対象事業者（以下のすべてに該当すること）

- ・町内に、本社、支社、営業所のいずれかを有する法人又は個人事業者。
- ・申請時に町税等の滞納がないこと。
- ・各種行事に出品でき、人材派遣が可能であること。
- ・生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。

※主な条件は上記の通りですが上記以外にも条件があります。詳細は申込書（HPよりダウンロード可）をご参照ください。

②対象商品（以下のいずれかに該当すること）

- ・町産の農産物等。
- ・町産の農産物等を1種類以上使用する町内事業所で製造された加工食品、または、工芸品。
- ・町産の農産物等は使用していないが、町内の事業所で製造された加工食品、または、工芸品であり、朝日町の魅力を発信できる名称を使用する、或いは、朝日町の観光資源をPRする目的で生産する等、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。
- ・町産の農産物等を使用していないが、既に長年に亘り町内の事業所で製造されており、消費者等に相当程度認識されている加工食品、または、工芸品であり、朝日町の観光や地域産業の振興に資する商品。

③申込方法

申込書（HPよりダウンロード可）に必要事項を記入し、必要書類添付の上、ご提出下さい。

問い合わせ先 産業建設課 TEL 377-5658

